

**記入例**

**農地貸付申出書**

(貸付希望農地所在) 市町村長 あて  
 (貸付希望農地所在) 農業委員会会長 あて

申出年月日 : 令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

私は、裏面の注意事項を承諾の上、下記のとおり農地の貸付けを行いたいのので申し出ます。

申出者氏名	(ふりがな) ○○○○ ○○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○						
申出者住所	〒 ○○○-○○○○ ○○市○○○町○○丁目○○番-○○○号						
連絡先	固定電話	○○○-○○○ -○○○○	携帯電話	○○○-○○○ -○○○○	メールアドレス	○○○○○○@○○.○○○	
貸付希望農地	所在地	地番	面積(m <sup>2</sup> )	登記地目	現況地目	抵当権	地上権
	○○市○○町 ○○市◇◇町 ○○市△△△町	○○番 △△番 ◇◇番	○,○○○ △,△△△ ◇◇◇	(田・畑・その他) 田 畑 田	(田・畑・その他) 畑 畑 田	(有・無) 無 無 有	(有・無) 無 無 有
登記簿の名義	申出人名義 <b>共有名義(3名)</b> ・ 未相続(法定相続人: ___名)						
相続税納税猶予	受けていない ・ <b>受けている</b> →			抵当権設定日 : 平成○○年○月△日			
農地・耕作の状況	(農地や耕作の状況等について具体的に記入して下さい) 一昨年まで、畑作をしていたが、昨年より年2回の草刈りを行っているだけです。						
接道状況	接道していない ・ <b>接道している</b> →			軽自動車の通行: <b>可</b> ・ 不可			
区画整理状況	不明 ・ 未実施 ・ <b>実施済</b> →			特別賦課金: <u>無し</u> 円/年			
土地改良区	区域外 ・ <b>区域内</b> →			土地改良区名: <u>○○○○</u> 土地改良区			
土地改良区賦課金	無 ・ <b>有</b> →			有の場合: <u>○,○○○</u> 円/年、負担者: 所有者・ <b>借り手</b>			
水利費	無 ・ <b>有</b> →			有の場合: <u>賦課金に含む</u> 円/年、負担者: 所有者・ <b>借り手</b>			
共同賦役	無 ・ <b>有(2回/年)</b> →			有の場合: (出不足金) <u>○,○○○</u> 円/年、参加者: 所有者・ <b>借り手</b>			
契約形態	使用貸借(無料) <b>賃貸借(有料)</b> →			賃貸借の賃料: <u>○,○○○</u> 円/年			
貸付希望時期	<b>いつでも可</b> ・ 令和__年__月から			貸付期間: <u>10</u> 年間			
その他確認事項	① 簡易な物置小屋等の設置を認めるか。 <b>認める</b> ・ 認めない						
	② 農業用のハウスの設置を認めるか。 <b>認める</b> ・ 認めない						
	③ 果樹等の栽培を認めるか。 <b>認める</b> ・ 認めない						
	④ 農地の付近に駐車出来る場所はあるか。 有 ・ <b>無</b>						
	⑤ 使用出来る農業用水はあるか。 無 ・ <b>有</b> → 水源: <b>ため池</b> ・河川・井戸・その他 【取水可能時期】 <u>○</u> 月~ <u>○</u> 月 ・ 通年 【取水方法】 <u>隣接水路より給水可能</u> (例:6月~9月) (隣接水路より給水可能等、取水方法を記入して下さい)						
農地の貸付に関する条件等	(地域での取り決めや農地使用に当たっての注意事項等を記入して下さい)						

## 申出に関する注意事項

- 農地中間管理事業の実施区域は、市街化区域外の農地に限られます。
- 農地中間管理事業の貸借期間は、原則10年以上です。(5年以上でも可能です。)
- 15年以上の期間で農地中間管理権が設定されている農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。
- 本貸付希望申出書の内容については、市町村農政部局、市町村農業委員会が情報共有するほか大阪府農政部局及び農地中間管理機構(一般財団法人 大阪府みどり公社)等へも情報提供します。
- 農地や貸付条件によっては、借受希望者への紹介ができず、申出書を返却させていただくことがあります。
- 借受者を見つけてから貸借手続きを行います。  
申出いただいた全ての農地を農地中間管理機構が借受けするものではありません。
- 借受者が決定し、利用権設定されるまでは、所有者が保全管理するものです。  
借受者の決定時に、農地の状態によっては、所有者に草刈り・耕うん等を行っていただく場合があります。
- 農地中間管理機構(一般財団法人 大阪府みどり公社)のホームページ等で、借受希望者に本貸付申出書の内容について情報提供する場合があります。ただし、個人情報提供は提供しません。  
なお、ホームページ等で借受希望者の募集を開始した後、2年を経過しても当該農地の借受希望がない場合は情報提供を中止する可能性があります。
- 相続税納税猶予適用対象農地の場合は、貸借を行うことによって、貸借農地を含む全ての適用対象農地について、免除条件が終身営農に切り替わることがあります。